

第 854 号（平成 24 年 9 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

[条例]

△	興行場法施行条例【健康福祉局生活衛生課】	4
△	公衆浴場法施行条例【健康福祉局生活衛生課】	9
△	理容師法施行条例【健康福祉局生活衛生課】	16
△	美容師法施行条例【健康福祉局生活衛生課】	19
△	クリーニング業法施行条例【健康福祉局生活衛生課】	22
△	横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	24
△	旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活衛生課】	25
△	横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例【健康福祉局保健事業課】	29
△	横浜市下水道条例の一部を改正する条例【環境創造局経理経営課】	32
△	横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部を改正する条例【消防局危機対処計画課】	34
△	横浜市暴力団排除条例の一部を改正する条例【消防局地域安全支援課】	35
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局査察課】	36

[規則]

△	横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【文化観光局文化振興課】	38
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【環境創造局環境管理課】	39
△	横浜市庁舎管理規則の一部を改正する規則【総務局管理課】	40
△	横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【文化観光局文化振興課】	42
△	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則【環境創造局経理経営課】	43
△	横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	44
△	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則【資源循環局一般廃棄物対策課】	137
△	横浜市埋立事業財務規則の一部を改正する規則【港湾局経理課】	138

[告示]

△	平成24年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）ほか 2 件の要領公表【財政局財政課】	139
△	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	140
△	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	141
△	指定居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	152
△	結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準【健康福祉局健康安全課】	155

△ 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針【環境創造局環境管理課】	156
△ 汚染土壌処理業許可申請前対策指針【環境創造局環境管理課】	159
△ 環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針【環境創造局環境管理課】	163
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	166
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	167
△ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】	169
△ 簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正【市民局市民情報室】	170
△ 環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】	171
△ 夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】	172
△ 自動車等の排出ガスの抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】	173
△ 横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	174
△ 横浜市庁舎管理規則に基づく行為の制限の廃止【磯子区総務課】	175
【公告】	
△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局資産経営課】	176
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	179
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	181
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	182
△ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農地保全課】	183
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	190
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	191
△ 同【建築局調整区域課】	192
△ 同【建築局調整区域課】	193
△ 同【建築局調整区域課】	194
△ 同【建築局調整区域課】	195
△ 同【建築局調整区域課】	196
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】	197
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	198
△ 同【建築局調整区域課】	199
△ 同【建築局調整区域課】	200
△ 同【建築局調整区域課】	201
△ 同【建築局調整区域課】	202
△ 同【建築局調整区域課】	203
△ 同【建築局調整区域課】	204
△ 同【建築局調整区域課】	205
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	206
△ 同【建築局建築道路課】	207
△ 駐車場整備計画の策定【都市整備局都市交通課】	208
△ 横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局企画調整課】	215
【区告示】	
△ 地縁による団体の認可【泉区地域振興課】	216
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】	217
△ 同【栄区地域振興課】	218

△ 同	【栄区地域振興課】	219
[病院経営局]		
△ 横浜市病院経営局会計規程の一部を改正する規程	【経営経理課】	220
[監査委員]		
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（平成24年 7 月17日受付第28号）	【監査課】	226
[正誤]		227

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第83号

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成23年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項第1分類事業の要件の欄中「第3条第2項第8号」を「第2条第5号」に改める。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の3」に、「第2節 環境配慮書の提出(第23条・第24条)」を「第2節 削除」に、「における環境への負荷の低減」を「における環境への負荷の低減等」に、「を使用する作業の制限等」を「の発散の防止」に、「・第48条」を「一第48条の2」に、「第1節の2 土壌の汚染の防止等(第56条の2—第56条の8)」

第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理(第57条—第60条)

を

「第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止(第57条・第58条)」

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等(第59条—第59条の56)

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等(第60条—第60条の9)

に、「第72条」を「第72条の2」に、「第2節 特定低公害車の導入等(第85条・第86条)」を「第2節 削除」に改める。

第3条中「。以下「指定作業」という」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定施設)

第3条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

第4条中「第2条第10号オ」を「第2条第12号オ」に改める。

第5条中「第2条第10号キ」を「第2条第12号キ」に改める。
第1章に次の2条を加える。

(排水指定物質)

第5条の2 条例第2条第15号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機^{りん}化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) クロム及びその化合物
- (6) 砒^ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸

化合物

- (27) ダイオキシン類
- (28) フェノール類
- (29) 銅及びその化合物
- (30) 亜鉛及びその化合物
- (31) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (32) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (33) ニッケル及びその化合物
- (34) 1,4-ジオキサン

（地下浸透禁止物質）

第5条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める物質は、前条第1号から第14号まで、第16号から第27号まで及び第34号に掲げる物質（同条第26号に掲げる物質にあつてはし尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物及び肥料の施用に係るものを除き、同条第27号に掲げる物質にあつては別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所の排水に係るものに限る。）並びに1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーとする。

第2章の章名中「手続」を「手続等」に改める。

第6条を次のように改める。

（自動車の出入口の位置を記載する施設）

第6条 条例第3条第2項第12号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。

第7条中「第3条第2項第14号」を「第3条第2項第15号」に改め、同条第1号中「自動車の出入口の位置」を「事業内容」に改める。

第8条第3号中「公害防止方法計画書」を「公害防止方法概要書」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条の見出しを「（生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる基準は、市長が特に認める第6条に規定する生コンクリートプラントについては、適用しない。

第11条の見出し中「掲示等」を「掲示事項」に改め、同条第1項並びに第2項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「公害防

止担当部課及び公害防止責任者」を「公害防止担当部課等及び連絡先」に改め、同号を同項第3号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第12条の見出しを「(事業開始等届出書)」に改め、同条中「指定事業所事業開始届出書」を「指定事業所事業開始等届出書」に改める。

第13条第1項各号を次のように改める。

- (1) 指定作業の追加
- (2) 指定施設の設置(形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。)
- (3) 指定施設の構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合(指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。))に限る。
- (4) 指定施設の配置の変更(指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。)
- (5) 指定施設の使用時間の変更(別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。)
- (6) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (7) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更
- (8) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更
- (9) 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
- (10) 排水の系統の変更
- (11) 排水の排出先の変更(第18条第1項第1号エに掲げる場合を除く。)
- (12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更
- (13) 公害の防止のための装置(建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。)の設置、構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合に限る。)、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- (14) 指定事業所の敷地の境界線の変更(指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。)
- (15) 指定事業所(第6条の施設を設置するものに限る。)における自動車の出入口の位置の変更(出入口が異なる道路に接

することとなる場合に限る。)

第13条第2項ただし書中「前項各号」を「前2項」に改め、同項第3号中「公害防止方法変更計画書」を「公害防止方法変更概要書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第8条第1項に規定する公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第7号及び第15号に掲げる変更
- (2) 指定作業（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に係るものに限る。）の追加
- (3) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に限る。）の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
- (4) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
- (5) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (6) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含み、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第18条を次のように改める。

（変更の届出）

第18条 条例第10条に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- (1) 指定事業所（条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所（以下「環境管理事業所」という。）を除く。）次に掲げる変更
 - ア 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）
 - イ 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。）
 - ウ 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。）

- エ 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）
- オ 指定事業所の敷地の境界線の変更（第13条第1項第14号に掲げる場合を除く。）
- カ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更
- (2) 環境管理事業所 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の追加（第13条第2項第2号に掲げる場合を除く。）
 - イ 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合又は第13条第2項第3号に掲げる場合を除く。）
 - ウ 指定施設の構造の変更（第13条第2項第4号に掲げる場合を除き、規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）
 - エ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更（第13条第2項第5号に掲げる場合を除く。）
 - オ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
 - カ 排水の系統の変更
 - キ 第13条第2項第6号に掲げる場合を除くほか、公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
 - ク 指定事業所の敷地の境界線の変更
- 2 条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。
 - (1) 条例第3条第2項第1号から第3号まで及び前項第1号に掲げる変更 指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）
 - (2) 前項第2号に掲げる変更 次に掲げる書類
 - ア 指定事業所に係る変更届出書
 - イ 指定事業所に係る変更概要書
 - ウ 公害防止方法変更概要書
- 3 第1項第2号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合においては、前項第2号ウに掲げる書類は、その提出を省略することができる。

第19条中「前条まで」を「第15条まで及び前条」に改める。

第22条第1項第1号を次のように改める。

(1) 指定事業所における事業内容

第22条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「指定事業所現況届出書（第16号様式）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第2項とする。

(1) 指定事業所現況届出書（第16号様式）

(2) 指定事業所概要書

(3) 公害防止方法概要書

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第23条及び第24条 削除

第25条第1号中「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同条第2号中「いること」を「おり、かつ、その結果が条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準に適合していること」に改め、同条第5号を削る。

第26条第2項を削る。

第27条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 第25条第1号の登録を証する書面

(2) 誓約書（第17号様式の2）

第30条中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第32条に次の1号を加える。

(3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業（建設工場の現場において行う行為を除く。）

第33条第1項第1号中「第2条第10号ア」を「第2条第12号ア」に改め、同項第2号中「第2条第10号イ」を「第2条第12号イ」に、「施設（以下「ばい煙発生施設」という。）及び廃ガス燃焼施設（補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって当該補助燃料用のバーナーの重油換算燃焼能力（燃焼することができる燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算したものをいう。以下同じ。）が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）をいう。以下同じ。）」を「ばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）及び同表の54の項に掲げる施設（分別等処理施設を除き、バーナーの重油換算燃焼能力（燃焼することができる燃料の量を同表備考1に定める方法により重油の量に換算したものをいう。以下同じ。）が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）及び同表の54の項に掲げる廃ガス

燃焼施設をいう。以下同じ。) (ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスのうち専ら非常時において用いられるもの並びに大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの(以下「小型ボイラー」という。))で昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。次項第2号において同じ。)に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 炭化水素系物質(条例第2条第12号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。)を排出する施設を使用する指定事業所の事業者で次に掲げるもの
 ア 別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する事業者
 イ 炭化水素系物質のうち別表第4の2の(1)の表に掲げる物質(以下「炭化水素系特定物質」という。)を排出する指定施設を使用する事業者(資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。)

第33条第1項第4号を削り、同項第5号中「第2条第10号エ」を「第2条第12号エ」に、「が発生」を「を発生」に改め、「(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの)をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者(資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。)

第33条第1項第6号中「第2条第10号カ」を「第2条第12号カ」に改め、「指定事業所の」を削り、同条第2項第1号ア中「K2541」を「K2541-1から2541-7まで」に改め、同号イ中「燃料」を「燃料の燃焼の場合(指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。)&及び燃料」に改め、同号イ後段を削り、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 炭化水素系物質にあつては、次に掲げる方法により行うこと。
 ア 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあつては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。
 イ 炭化水素系特定物質(原材料等から判断して排出するお

それがあると認められるものに限る。) には、別表第4の2に定める方法により、指定施設の排出口から大気中に排出される当該炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。

(4) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。

ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量の測定を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる頻度で行うこと。

(ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設にあつては、2月に1回以上測定すること。

(イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設にあつては、6月に1回以上測定すること。

イ 別表第5の2に掲げる施設のうち排煙発生施設(小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)に該当する施設においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度の測定を同表の2に定める方法により次に掲げる頻度で行うこと。

(ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設にあつては、2月に1回以上測定すること。

(イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設にあつては、6月に1回以上測定すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、別表第5の2の表の51の項、53の項、54の項(燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項、64の項、68の項及び73の項に掲げる施設にあつては、5年に1回以上測定すること。

(5) 排煙指定物質(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。)には、別表第6の1に定める方法により、排出口から大気中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。

第33条第3項中「3年間」の次に「(5年に1回以上測定する施設にあつては、5年間)」を加える。

第34条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第36条第1号及び第2号中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同条第3号中「第34条第2項第9号から第18号までに掲げる物質」を「第5条の2第9号から第14号まで及び第16

号から第18号までに掲げる物質並びに1,2-ジクロロエチレン」に、「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改める。

第4章の章名中「低減」を「低減等」に改める。

第43条第2項中「第47条第1項」を「第47条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第47条第1項ただし書」を「第47条第1項第2号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 農林業者（統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業を除く。）を営む者に限る。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為

第43条第3項第2号中「たき火その他」を削り、同項第3号中「キャンプファイヤー、バーベキューその他」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの

第43条に次の1項を加える。

4 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める物は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第5号まで又は第7号の燃焼行為にあつては、第1項第3号及び第6号に掲げる物

- (2) 前項第6号の燃焼行為にあつては、第1項各号に掲げる物

第5章第2節の節名を次のように改める。

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条の見出しを削る。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第46条中「第50条」を「第50条第1項」に改める。

第5章第4節に次の1条を加える。

（拡声機騒音の規制が適用されない宣伝放送）

第48条の2 条例第51条第4項に規定する宣伝放送のうち公共のためのものである又は営利を目的としないもので、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより、選挙運動又は選挙における政治活動のために拡声機を使用するもの

- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するもの

- (3) 災害、事故等の警戒及び救助活動のために拡声機を使用するもの
- (4) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のために拡声機を使用するもの
- (5) 祭礼、運動会その他地域習慣となっている行事を行うために拡声機を使用するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共のために拡声機を使用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの

第53条第1項中「営業」を「業」に改める。

第54条中「第62条第1項」を「第61条の2第1項」に改め、「
 含む水その他の液体の地下への浸透があった可能性がある」と認められる時において」を削り、「特定有害物質に該当する物質」を「
 、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質」に、「可能性
 がある」と認められる者」を「者」に改める。

第55条を次のように改める。

(地下水の水質の浄化に係る措置)

第55条 条例第61条の3第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地下水汚染原因地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）
- (2) 地下水汚染原因地において、条例第62条の3第1項の規定に違反して、同項に規定する汚染土壌（第59条の16第1項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合しないもので、当該基準に適合しない特定有害物質が当該地下水汚染の原因であるものに限る。）を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）

2 条例第61条の3第1項の規定による地下水の水質を浄化するための措置は、地下水汚染原因地から当該地下水汚染の拡散を防止する措置とする。

第56条第1項各号列記以外の部分中「第64条第1項」を「第61条の4第1項」に、「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に、「ゆう出口」を「湧出口」に改め、同号を同項第2号とする。

第6章第1節の2を削り、同章第2節を次のように改める。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土壌の汚染状態の基準)

第57条 条例第62条の3第1項の規則で定める基準は、土壌溶出量基準、第59条の16第2項の基準(以下「土壌含有量基準」という。)又は第60条の4の基準とする。

(生活環境を保全するために必要な措置)

第58条 条例第62条の3第1項第3号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

第6章第2節の次に次の2節を加える。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第59条 条例第64条第1項の規定による調査は、次項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第64条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第64条第1項の規則で定める期間は、1年とする。ただし、特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され

- 、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供されることとなつたときは、当該土地の所有者等（条例第61条に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に最後に記録の写しが送付された日から当該廃止又は変更が行われる日までの期間とする。
- 4 条例第64条第2項の規定による保存は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるまでの間行うものとする。
- (1) 条例第64条第1項の規定による記録をした者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等である場合当該土地の譲渡に係る同条第3項の規定による交付を行うまでの間
 - (2) 条例第64条第1項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときを除く。）新たに記録の写しを送付されるまでの間
 - (3) 条例第64条第1項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときに限る。）当該土地の譲渡に係る同条第3項の規定による交付を行うまでの間
（廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であつた土地等の調査）
- 第59条の2 条例第64条の2第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称
 - (3) 特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であつた土地の一部の利用の方法を変更し当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなつたこと（以下「特定有害物質使用等事業所の廃止等」という。）の理由
 - (4) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした年月日
 - (5) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした場所
 - (6) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等の対象となる土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 条例第64条の2第2項本文（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告は、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、市長は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

(1) 当該土地の所有者等が当該特定有害物質使用等事業所の廃止等をした者である場合 当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた日

(2) 当該土地の所有者等が条例第64条の2第3項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の通知を受けた者である場合 当該通知を受けた日

(3) 条例第64条の2第2項第3号の確認が取り消された場合 第59条の9の通知を受けた日

3 条例第64条の2第2項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地

(3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類その他の条例土壤汚染状況調査（条例第66条第1項第1号に規定する条例土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(4) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項

(5) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

(6) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（土壤汚染対策法（以下この節において「法」という。）第33条の技術管理者をいう。以下この節において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。以下この節にお

- いて同じ。)の交付番号
 (人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)
- 第59条の3 条例第64条の2第2項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
 - (4) 確認を受けようとする土地の場所
 - (5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
 - (6) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 市長は、前項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。
- (1) 事業所(当該特定有害物質使用等事業所において事業の用に供されていた建築物が引き続き当該事業所において事業の用に供されるものに限る。)の敷地として利用されること。
 - (2) 当該特定有害物質使用等事業所において、事業の用に供されている建築物と当該事業所の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
- 3 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当

該土地の所有者等の地位を承継する。

4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

(3) 承継した土地の場所

(4) 承継の年月日

(5) 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(6) 承継の原因

(7) その他市長が特に必要と認める事項

(特定有害物質使用等事業所の廃止等の通知)

第59条の4 条例第64条の2第3項の通知は、特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第2項の調査を行うことについて、当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

(特定有害物質使用等事業所の廃止等に関し通知すべき事項)

第59条の5 条例第64条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類

(2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地

(3) 条例第64条の2第2項の規定による報告を行うべき期限

(条例土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令)

第59条の6 条例第64条の2第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の利用の方法

の変更の届出)

第59条の7 条例第64条の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- (4) 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法
- (5) その他市長が特に必要と認める事項
(条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しを行う場所)

第59条の8 条例第64条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第2項第3号の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所について行うものとする。

(条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しの通知)

第59条の9 市長は、条例第64条の2第6項の規定により同条第2項第3号の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(土地の形質の変更の届出)

第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第59条の11 条例第65条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の規模
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称
- (5) その他市長が特に必要と認める事項
(土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)

第59条の12 条例第65条第1項第4号の規則で定める規模は、2,000平方メートルとする。

(土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第59条の13 条例第65条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当する行為

ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外(当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあっては、当該事業所の敷地外)へ搬出しないこと。

イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わないこと。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当するもの

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第1号アに該当するもの

(4) 土壌又は地質に関する調査のための試料の採取を行うもの(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第59条の14 条例第65条第2項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

(1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

(2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

(3) 特定有害物質使用等事業所(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として第36条の構造を有する施設に係る事業所を除く。)の敷地である土地であること。

(4) 前2号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令)

第59条の15 条例第65条第2項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 条例第65条第2項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

(2) 条例第65条第2項の規定による報告を行うべき期限(区域の指定に係る基準)

第59条の16 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち

土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）第6条第3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類に該当することとする。

2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類に該当し、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第59条の17 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(ウ) 法施行規則第7条第1項に規定する地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができない土地であること。

- (2) 条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

（条例要措置区域の指定の告示）

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に連載して行うものとする。

- (1) 当該指定をする旨（条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該指定の解除をする旨）
- (2) 当該条例要措置区域
- (3) 当該条例要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該条例要措置区域において講じられた条例指示措置等（条例第66条の2第3項に規定する条例指示措置等をいう。以下同じ。））

2 前項第2号の条例要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

（条例要措置区域内の土地の所有者等に対する指示）

第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- (2) 条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し

- 、相当なものとなるよう定めるものとする。
- (土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)
- 第59条の20 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、
 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、
 飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者（
 相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に
 対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に
 該当する場合は、この限りでない。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規
 定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第2項に
 規定する一般廃棄物の埋立処分
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定す
 る産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項に規定する
 特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第4項
 に規定する産業廃棄物の埋立処分
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法
 律第136号）第10条第2項第4号に規定する基準に従って行
 う同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出
- 2 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、2以上の
 者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壤の
 特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じ
 て講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。
- 3 前条の規定は、条例第66条の2第1項ただし書に規定する指
 示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該
 土地の所有者等」とあるのは、「当該土壤汚染を生じさせる行
 為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者
 を含む。）」と読み替えるものとする。
- (指示事項)
- 第59条の21 条例第66条の2第2項の規則で定める事項は、汚染
 の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。
- (条例第66条の2第2項の規定により示された汚染の除去等の
 措置と同等以上の効果を有すると認められるもの)
- 第59条の22 条例第66条の2第3項の規則で定める汚染の除去等
 の措置は、法施行規則別表第5の上欄に掲げる土地の区分に応
 じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。
- (条例指示措置等を講ずべき旨の命令)
- 第59条の23 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履
 行期限を定めて、書面により行うものとする。
- (条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)
- 第59条の24 条例第66条の3第2号の規則で定める行為は、次に

掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 条例指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号口の規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

(2) 条例指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(3) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 法施行規則別表第5の1の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号口に規定する第三種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め（法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の2の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

ウ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地に

あつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であつて、遮水工封じ込め(法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の3の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。)

エ 法施行規則別表第5の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去(法施行規則別表第5の2の項の下欄ロに規定する土壤汚染の除去をいう。)が講じられている条例要措置区域(法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。)

カ 法施行規則別表第5の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。))による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であつて、遮断工封じ込め(法施行規則別表第5の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の6の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。)

キ 法施行規則別表第5の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。))による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であつて、不溶化(法施行規則別表第5の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。))が講じられているもの(法施行規則別表第6の7の項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不

溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。)

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第59条の25 前条第1号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域の所在地
- (3) 条例要措置区域の地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- (4) 前号の地下水位の観測の結果
- (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第3号の井戸の構造図
- (2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該条例要措置区域の図面
- (3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第1号イの確認をするものとする。

4 市長は、前条第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、前条第1号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなつたとき、又は前項の報告がなかつたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第59条の26 第59条の24第2号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる条例指し措置等を含む。以下この条において同じ。）
 を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
- (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第59条の24第2号の確認をするものとする。
- (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例指し措置等との間に一体性が認められること。
- (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。
- (3) 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第66条の2第1項の期限に照らして適当であると認められること。
- （土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）
- 第59条の27 第59条の24第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- (7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするものとする。

- (条例形質変更時要届出区域の指定の告示)
- 第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。) の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。
- (1) 当該指定又は当該指定の解除をする旨
 - (2) 当該条例形質変更時要届出区域
 - (3) 当該条例形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。) にあつては、その旨
 - (5) 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法(大正10年法律第57号) による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) が埋め立てられている場所を除く。) であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。) にあつては、その旨
 - (6) 次に掲げる土地の条例形質変更時要届出区域であつて公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地にあつては、その旨
 - ア 工業専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。以下この号において同じ。) 内にある土地
 - イ アに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第59条の17第1号アに該当しないと認められるもの
 - (7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
- 2 前項第2号の条例形質変更時要届出区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図
(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

第59条の29 条例第67条の2第1項本文の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例形質変更時要届出区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第59条の31 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。
 - ウ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上

- (イの市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。
- (2) 土地の形質の変更であつて、その施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- 2 第59条の25の規定は、前項第1号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第3項から第5項までの規定中「前条第1号イ」とあるのは「第59条の31第1項第1号イ」と、同条第5項中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 3 第59条の27の規定は、第1項第2号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第7号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第2項中「第59条の24第3号」とあるのは「第59条の31第1項第2号」と読み替えるものとする。
- 4 第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域が条例第67条第1項の規定により条例形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該条例形質変更時要届出区域は、第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域とみなす。
- 5 第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域が条例第66条第1項の規定により条例要措置区域として指定された場合においては、当該条例要措置区域は、第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域とみなす。
- (既に土地の形質の変更に着手している者の届出)
- 第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- 2 第59条の29の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。
- (非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第59条の33 第59条の29及び前条第1項の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。
(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第59条の34 条例第67条の2第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が当該条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
ア 第59条の28第4号又は第5号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合
イ 第59条の28第6号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第53条第2号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合
- (3) 土地の形質の変更を行った後、条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(周辺住民への周知)

第59条の35 条例第68条第1項の規定による汚染の除去等の措置を講ずる旨又は土地の形質の変更をする旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講じようとする者、又は土地の形質の変更をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地の土壌の汚染状態
- (3) 汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第68条第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとお

りとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をしようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をすることによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(土 壌 汚 染 に よ る 地 下 水 へ の 影 響 の 調 査)

第59条の36 条例第68条の2第1項の規則で定める事項は、土壌含有量基準に係る事項とする。

2 条例第68条の2第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例土壌汚染状況調査等（条例第68条の2第1項に規定する条例土壌汚染状況調査等をいう。以下同じ。）を行った土地を含む一団の土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握し、又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第15に定める測定方法により、条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の測定を行うこと。

3 条例第68条の2第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例土壌汚染状況調査等を行った土地を含む一団の土地の所在地
- (3) 条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果、当該測定を行った者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査等の結果に関する事項
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(台 帳)

第59条の37 台帳（条例第68条の3第1項に規定する台帳をいう。以下この条において同じ。）は、帳簿及び図面をもって調製

するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等（条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。））、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が条例第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合している土地（以下「条例基準適合地」という。）又は要措置区域等（条例第68条第1項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。））若しくは条例要措置区域等の指定が解除された土地（以下この条において「指定解除地」という。）ごとに調製するものとする。
 - 3 第1項の帳簿及び図面は、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域、条例基準適合地又は指定解除地に関するものを区別して保管しなければならない。
 - 4 第1項の帳簿の様式は、条例要措置区域にあつては第26号様式の2、条例形質変更時要届出区域にあつては第26号様式の3、条例基準適合地にあつては第26号様式の4のとおりとする。
 - 5 指定解除地に係る第1項の帳簿は、当該要措置区域等又は条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。
 - 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
 - (1) 条例土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
 - (2) 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - (3) 当該土地の周辺の地図
 - (4) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあつては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面
 - 7 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。
（搬出しようとする土壌の調査）
- 第59条の38 条例第69条第1項に規定する規則で定める方法は、法施行規則第59条第1項第1号の掘削前調査の方法（以下「掘削前調査の方法」という。）又は同項第2号の掘削後調査の方法（以下「掘削後調査の方法」という。）の例による。
（搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する旨の認定）
- 第59条の39 条例第69条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

の 氏 名

- (2) 条 例 要 措 置 区 域 等 の 所 在 地
- (3) 条 例 第 69 条 第 1 項 の 調 査 (以 下 「 条 例 認 定 調 査 」 と い う 。) の 方 法 の 種 類
- (4) 掘 削 前 調 査 の 方 法 の 例 に よ り 条 例 認 定 調 査 を 行 っ た 場 合 に あ っ て は 、 土 壌 の 採 取 を 行 っ た 地 点 及 び 日 時 、 当 該 土 壌 の 分 析 の 結 果 、 当 該 分 析 を 行 っ た 計 量 法 第 107 条 の 登 録 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称 そ の 他 の 条 例 認 定 調 査 の 結 果 に 関 す る 事 項
- (5) 掘 削 後 調 査 の 方 法 の 例 に よ り 条 例 認 定 調 査 を 行 っ た 場 合 に あ っ て は 、 土 壌 の 採 取 を 行 っ た 日 時 、 調 査 対 象 と し た 土 壌 全 体 の 体 積 、 当 該 土 壌 の 分 析 の 結 果 、 当 該 分 析 を 行 っ た 計 量 法 第 107 条 の 登 録 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称 そ の 他 の 条 例 認 定 調 査 の 結 果 に 関 す る 事 項
- (6) 条 例 認 定 調 査 を 行 っ た 指 定 調 査 機 関 の 氏 名 又 は 名 称
- (7) 条 例 認 定 調 査 に 従 事 し た 者 を 監 督 し た 技 術 管 理 者 の 氏 名 及 び 技 術 管 理 者 証 の 交 付 番 号

2 市 長 は 、 前 項 の 申 請 が あ っ た と き は 、 法 施 行 規 則 第 60 条 第 2 項 の 規 定 の 例 に よ り 、 条 例 第 69 条 第 1 項 の 認 定 を す る も の と す る 。

(条 例 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 届 出)

第 59 条 の 40 条 例 第 69 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 は 、 次 に 掲 げ る 書 類 及 び 図 面 を 添 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない 。

- (1) 条 例 汚 染 土 壌 (条 例 第 69 条 第 1 項 に 規 定 す る 条 例 汚 染 土 壌 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 場 所 を 明 ら か に し た 条 例 要 措 置 区 域 等 の 図 面
- (2) 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 に よ る 汚 染 状 態 が 条 例 土 壌 汚 染 状 況 調 査 に よ り 第 二 溶 出 量 基 準 に 適 合 し ない 土 地 と み な さ れ た 条 例 要 措 置 区 域 等 に お い て 、 ボ ー リ ン グ に よ る 土 壌 の 採 取 及 び 測 定 そ の 他 の 方 法 に よ り 搬 出 し よ う と す る 土 壌 が 第 二 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と が 明 ら か と な っ た 場 合 に あ っ て は 、 土 壌 の 採 取 を 行 っ た 地 点 及 び 日 時 、 当 該 土 壌 の 分 析 の 結 果 、 当 該 分 析 を 行 っ た 計 量 法 第 107 条 の 登 録 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称 そ の 他 の 調 査 の 結 果 に 関 す る 事 項
- (3) 搬 出 に 係 る 必 要 事 項 が 記 載 さ れ た 使 用 予 定 の 管 理 票 (条 例 第 69 条 の 5 第 1 項 に 規 定 す る 管 理 票 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 写 し
- (4) 条 例 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 用 に 供 す る 自 動 車 等 (条 例 第 69 条 の 8 第 2 項 に 規 定 す る 自 動 車 等 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 構 造 を 記 し た 書 類
- (5) 運 搬 の 過 程 に お い て 、 積 替 え の た め に 当 該 条 例 汚 染 土 壌 を

一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

(6) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

(7) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第14条第1項に規定する許可証をいう。第59条の43第2項第6号において同じ。）の写し

第59条の41 条例第69条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例要措置区域等の所在地

(3) 条例汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日

(4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

(5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(6) 前条第5号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(7) その他市長が特に必要と認める事項
（変更の届出）

第59条の42 条例第69条第2項の規定による届出は、第59条の40各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行う場合 次に掲げる事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 条例要措置区域等の所在地

- ウ 条例 汚染 土壌 の 特定 有害 物質 による 汚染 状態
 - エ 条例 汚染 土壌 の 体積
 - オ 条例 汚染 土壌 の 搬出 先
 - カ 条例 汚染 土壌 の 搬出 の 着手 日
 - キ 条例 汚染 土壌 の 搬出 の 完了 日
 - ク 条例 汚染 土壌 の 搬出 の 着手 予定 日
 - ケ 条例 汚染 土壌 の 運搬 の 方法
 - コ 条例 汚染 土壌 を 運搬 する 者 及び 当該 条例 汚染 土壌 を 処理 する 者 の 氏名 又は 名称
 - サ 条例 汚染 土壌 の 運搬 及び 処理 の 完了 予定 日
 - シ 条例 汚染 土壌 の 運搬 の 用に 供する 自動車 等 の 使用者 の 氏名 又は 名称 及び 連絡 先
 - ス 運搬 の 際、積 替え を 行う 場合には、当該 積 替え を 行う 場所 の 所在地 並びに 所有者 の 氏名 又は 名称 及び 連絡 先
 - セ 保管 施設 の 所在地 並びに 所有者 の 氏名 又は 名称 及び 連絡 先
 - ソ 条例 汚染 土壌 を 処理 する 施設 の 所在地
 - タ その他 市長 が 特に 必要 と 認める 事項
- (2) 非常 災害 の ために 搬出 した 条例 汚染 土壌 を 搬出 先 から 再度 搬出 を 行わない 場合 前号 ア から キ まで 及び タ に 掲げる 事項
- 2 前項 第 1 号 に 掲げる 事項 を 記載 した 届出 書 には、次に 掲げる 書類 及び 図面 を 添付 し なければ ならない。
- (1) 条例 汚染 土壌 の 搬出 先 の 場所 の 状況 を 示す 図面 及び 写真
 - (2) 搬出 に 係る 必要 事項 が 記載 された 使用 予定 の 管理 票 の 写し
 - (3) 条例 汚染 土壌 の 運搬 の 用に 供する 自動車 等 の 構造 を 記した 書類
 - (4) 保管 施設 の 構造 を 記した 書類
 - (5) 条例 汚染 土壌 の 処理 を 汚染 土壌 処理 業者 に 委託 した ことを 証する 書類
 - (6) 条例 汚染 土壌 の 処理 を 行う 汚染 土壌 処理 施設 に関する 法第 22 条 第 1 項 の 許可 を 受けた 者 の 当該 許可 に 係る 許可 証 の 写し (運搬 に関する 基準)
- 第 59 条 の 44 条例 第 69 条 の 2 の 規則 で 定める 条例 汚染 土壌 の 運搬 に関する 基準 は、法 施行 規則 第 65 条 に 規定 する 基準 の 例 による。
- (管理 票 の 交付)
- 第 59 条 の 45 条例 第 69 条 の 5 第 1 項 の 管理 票 の 交付 は、次に 掲げる ところ により 行う もの と する。
- (1) 第 59 条 の 40 第 3 号 又は 第 59 条 の 43 第 2 項 第 2 号 の 規定 により 市長 に 提出 した 管理 票 の 写し の 原本 を 交付 すること。

(2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する条例汚染土壌の運搬先が2以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

(3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（条例第69条の5第3項に規定する運搬受託者をいう。以下同じ。）（処理受託者（条例第69条の5第4項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。））がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

（管理票の記載事項等）

第59条の46 条例第69条の5第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 管理票の交付年月日及び交付番号

(2) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 当該条例要措置区域等の所在地

(4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名

(5) 運搬受託者の住所及び連絡先

(6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地

(7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(8) 処理受託者の住所及び連絡先

(9) 当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地

(10) 当該委託に係る条例汚染土壌の荷姿

（運搬受託者の記載事項）

第59条の47 条例第69条の5第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 運搬を担当した者の氏名

(2) 運搬の用に供した自動車等の番号

(3) 条例汚染土壌を引き渡した年月日

(4) 運搬を行った区間

(5) 当該委託に係る条例汚染土壌の重量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第59条の48 条例第69条の5第3項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。

（処理受託者の記載事項）

第59条の49 条例第69条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名

(2) 処理を担当した者の氏名

(3) 処理を終了した年月日

(4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第59条の50 条例第69条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第59条の51 条例第69条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第59条の52 条例第69条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 条例第69条の5第3項の規定による管理票の写しの送付
管理票の交付の日から40日

(2) 条例第69条の5第4項の規定による管理票の写しの送付
管理票の交付の日から100日

(条例汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第59条の53 条例第69条の5第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 管理票の交付年月日及び交付番号

(3) 条例要措置区域等の所在地

(4) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(5) 条例汚染土壌の体積

(6) 届出書の提出事由

(7) 届出書の提出事由に係る運搬受託者又は処理受託者の氏名
又は名称及び住所

(8) 把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第59条の54 条例第69条の5第7項の規則で定める期間は、5年とする。

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(立入検査の身分証明書)

第59条の56 条例第69条の8第1項から第3項までの規定による立入検査に係る同条第4項の証明書の様式は、第26号様式の5のとおりとする。

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

(ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第60条 条例第70条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第70条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ダイオキシソ類管理対象事業所（条例第70条第1項に規定するダイオキシソ類管理対象事業所をいう。以下同じ。）の敷地の利用の状況の概要
- (2) ダイオキシソ類管理対象事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) ダイオキシソ類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「ダイオキシソ類特定施設」という。）の種類、使用時間、使用期間及び使用状況
- (5) ダイオキシソ類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果
- (6) ダイオキシソ類特定施設の破損、事故等によるダイオキシソ類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (7) ダイオキシソ類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (8) ダイオキシソ類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
- (9) ダイオキシソ類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (10) ダイオキシソ類特定施設を撤去した場合にあっては、ダイオキシソ類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所
- (11) 地形、地質等の概要
- (12) その他市長が特に必要と認める事項
（廃止されたダイオキシソ類管理対象事業所の敷地であった土地の調査）

第60条の2 条例第70条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシソ類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシソ類管理対象事業所を廃止した理由
- (4) ダイオキシソ類管理対象事業所を廃止した年月日

- (5) 条例第70条第1項の規定による記録
- (6) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 条例第70条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
 - (3) 土壌の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
 - (4) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 条例第70条の2第2項の規則で定める方法は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。
 - (2) 土壌の採取及び測定を行うこと。
 - (3) 土壌の測定の方法は、環境庁告示第68号別表に定める方法によること。
 - (4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。
(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)
- 第60条の3 条例第70条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。
 - (1) ダイオキシン類管理対象地（条例第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地をいう。以下同じ。）内において土地の形質の変更又はダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更（以下「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」という。）を行おうとする場所を明らかにした図面
 - (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 2 条例第70条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
 - (3) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする土地の所在地
 - (4) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする場

所

- (5) ダイオキシソ類管理対象地の形質変更等を行おうとする理由
 - (6) ダイオキシソ類管理対象地の形質変更等の着手予定日
 - (7) 条例第70条第1項の規定による記録（条例第70条の2第1項の規定により、当該記録が報告されている場合を除く。）
 - (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 条例第70条の3第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。
- (1) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
 - (2) 土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含むダイオキシソ類管理対象地から搬出しないこと。
 - イ 土壤を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
 - ウ 掘削した土壤の飛散、流出その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
- 4 条例第70条の3第2項の規定による報告は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- 5 条例第70条の3第2項の規則で定める方法は、前条第3項に定める方法とする。
- （ダイオキシソ類による汚染の基準）
- 第60条の4 条例第70条の3第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び条例第70条の5第1項の規則で定める土壤汚染に係る基準は、土壤1グラム当たりダイオキシソ類の換算量が1,000ピコグラム以下とする。
- （ダイオキシソ類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出）
- 第60条の5 条例第70条の3第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) ダイオキシソ類管理対象事業所の名称及び所在地
 - (3) 土地の形質の変更を行った土地の所在地
 - (4) 土地の形質の変更を行った場所
 - (5) 土地の形質の変更を行った理由
 - (6) 土地の形質の変更を行った期間
 - (7) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、土地の形質の変更を行った場所を明らか

にした図面を添付しなければならない。

(周辺住民への周知)

第60条の6 条例第70条の4第1項の規定による公害を防止する措置を講ずる旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公害を防止する措置を講じようとする土地のダイオキシン類による汚染状態
- (3) 公害を防止する措置の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 第70条の4第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 公害を防止する措置を講じることに伴う作業によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲
(ダイオキシン類による地下水への影響調査)

第60条の7 条例第70条の5第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項又は条例第70条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の調査を行った土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第15に定める測定方法により、ダイオキシン類の測定を行うこと。

2 条例第70条の5第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称
- (3) ダイオキシン類管理対象地の所在地
- (4) 土壌のダイオキシン類による汚染状態
- (5) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

第60条の8 台帳(条例第70条の7第1項に規定する台帳をいう。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、ダイオキシン類管理対象地ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿の様式は、第26号様式の6のとおりとする。

4 第1項の図面は、次のとおりとする。

(1) 土壌のダイオキシン類による汚染状態の調査において試料の採取を行った地点を明示した図面

(2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う当該土壌に起因する公害を防止する措置を講じた場所及び当該措置の方法を明示した図面

(3) 当該土地の周辺の地図

(4) 条例第70条の5第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第60条の9 条例第70条の9に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) ダイオキシン類により汚染された土壌の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壌が第60条の4の基準に適合している場合

(2) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

第61条第1項中「揚水機と」を「揚水施設と」に改める。

第62条第1項第2号中「揚水施設」を「揚水機を設置する井戸」に改め、同条第2項中「農業」の次に「(耕種農業及び畜産農業に限る。)」を加える。

第70条第1号中「建築物」を「建築物等」に、「改造し、又は補修する作業にあっては、その」を「当該作業の」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「断熱材等」という。)が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に断熱材等が使用されている場合に限る。)

(3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は

補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に石綿布が使用されている場合に限る。）

第70条に次の1号を加える。

- (4) 石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）

第71条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 (2) 石綿排出作業の計画工程表
 (3) 石綿排出作業を伴う建設工事の注文者、届出をする者の現場責任者及び当該建設工事の下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先
 (4) 石綿の種類

第71条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える

- (5) 条例第93条の規定による大気中の石綿濃度等の測定（以下「石綿濃度等の測定」という。）の計画

第72条中「条例第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による大気中の石綿の濃度」を「石綿濃度等に改め、同条第1号中「第70条第1号及び第2号」を「第70条第1号から第3号まで」に、「同条第3号」を「同条第4号」に、「1回測定する」を「1回以上測定する」に改める。

第7章第2節に次の1条を加える。

（石綿排出作業の完了の届出）

第72条の2 条例第94条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿濃度等の測定の結果
 (2) 石綿濃度等の測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
 (3) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
 (4) 石綿排出作業の工程を示した工程表
 (5) 作業計画と実際の作業との相違点
 (6) その他市長が必要と認める事項

第80条中「揚水機と」を「揚水施設と」に改める。

第81条中「第124条」を「第124条第1項」に改める。

第83条を次のように改める。

第83条 削除

第84条第2項中「道路運送車両法施行規則」の次に「（昭和26

年運輸省令第74号)」を加える。

第8章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第85条及び第86条 削除

第87条第1号中「第1条第1項第1号及び第4号アからオまで」を「第1条の2第1項第1号並びに第4号アからオまで及びク(同項第3号キ(ア)に掲げる車両に限る。)」に改める。

第91条第1項中「次に」を「別表第17に」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第149条第3項」を「第149条の2第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第149条第2項の規定による報告は、非常時応急措置等報告書(第32号様式の2)により行うものとする。

別表第1中「第6条、第9条第1項ア及びイ、第13条第1項第5号、第16条第1項第6号、第33条第1項第4号及び第5号並びに第44条第1項」を「第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ」に改め、同表の17の項施設の欄第6号中「湿式分別施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の18の項施設の欄第3号中「亜硫酸ガス冷却洗浄施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の19の項施設の欄第6号中「蒸留施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第7号中「抽出施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第9号中「混合施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第10号中「濃縮施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の23の項施設の欄第7号中「ろ過施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の25の項施設の欄第1号中「及び鉛蓄電池」を「並びに鉛蓄電池」に改め、同表の30の項施設の欄第7号中「特定有害物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設(以下「特定排水施設」という。)」を「特定排水施設」に改め、同表の31の項施設の欄第3号中「洗浄施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の32の項施設の欄第5号中「湿式分別施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第6号中「脱水施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第7号中「成形施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の33の項施設の欄第7号中「冷却施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の34の項施設の欄第6号中「脱水施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同欄第7号中「

もの」の次に「で、特定排水施設」を加え、同表の35の項作業の内容の欄中「動物性飼料」を「動植物性飼料」に改め、「に加工する作業」の次に「並びに51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業」を加え、同項施設の欄に次の1号を加える。

(10) 乾燥施設

別表第1の38の項施設の欄第6号中「含む」を「含み、特定排水施設に限る」に改め、同表の40の項施設の欄第3号中「1日当たりの排水の量が20 m³未満である事業所に設置される施設（以下「小規模排水施設」という。）」を「小規模排水施設」に改め、同表の45の項作業の内容の欄中「。ただし、1日当たりの排水の量が20 m³未満である事業所で行う作業を除く。」を削り、同項施設の欄第1号中「原料処理施設」の次に「（小規模排水施設を除く。）」を加え、同欄第2号及び第3号中「含む」を「含み、小規模排水施設を除く」に改め、同欄第4号中「搾汁施設」の次に「（小規模排水施設を除く。）」を加え、同欄第5号中「ろ過施設」の次に「（小規模排水施設を除く。）」を加え、同欄第6号中「発酵施設」の次に「（小規模排水施設を除く。）」を加え、同欄第7号中「蒸留施設」の次に「（小規模排水施設を除く。）」を加え、同表の48の項施設の欄に次の1号を加える。

(12) 磨砕施設（原動機の定格出力が7.5 kW以上であるものに限る。）

別表第1の50の項施設の欄第1号中「ガス発生炉」の次に「（燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるものに限る。）」を加え、同表の51の項作業の内容の欄第1号中「ゴム」の次に「、木材（伐採木及び木の枝を含む。）」を加え、「(23)まで」を「(27)まで」に改め、同項施設の欄第3号中「容器洗浄施設」の次に「（特定排水施設に限る。）」を加え、同欄第11号中「金属回収溶解槽」の次に「（特定排水施設に限る。）」を加え、同欄に次の4号を加える。

(24) 乾燥施設

(25) 圧縮成形施設

(26) 発酵施設

(27) メタン発酵施設

別表第1の51の項の次に次のように加える。

51の2 汚染土壌の処理の作業	条例第62条の3に規定する汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のい	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設
-----------------	---------------------------------------	--

	ずれかを用いる作業 (汚染土壌が存在す る土地が含まれる一 団の土地において、 当該土地に存在する 汚染土壌を処理する 作業を除く。)
--	---

別表第 1 の 54 の項作業の内容の欄中「の作業」の次に「(51 に掲げる作業のうち 51 の項施設の欄の (15) に掲げる施設を用いる作業及び 51 の 2 に掲げる作業のうち 51 の 2 の項施設の欄の (1) に掲げる施設を用いる作業を除く。)」を加え、同表の 55 の項施設の欄第 8 号中「もの」の次に「で、特定排水施設」を加え、同表の 59 の項作業の内容の欄中「(組換え DNA 実験等に係る作業を含む。)」を削り、同表の 61 の項施設の欄第 2 号中「冷暖房施設(」の次に「伝熱面積が 10 m² 以上であるもの又は」を加え、同表の 64 の項施設の欄第 2 号中「シスー 1, 2 - ジクロロエチレン」を「1, 2 - ジクロロエチレン」に改め、同表の 66 の項作業の内容の欄中「(29 に掲げる作業に該当するものを除く。)」を削り、「施設」の次に「(1) から (4) までに掲げる施設にあっては、29 に掲げる作業又は 51 の 2 に掲げる作業に用いられるものを除く。)」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとし、石炭にあっては 1 kg が重油 0.66 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725 kJ / L とする。

重油換算燃焼能力 (L / h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³ N / h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ / m³ N) ÷ 重油の発熱量 (kJ / L)

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油 (発熱量は、39,558.1725 kJ / L とする。) の量に換算するものとする。

2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。

3 「小規模排水施設」とは、1 日当たりの排水の量が 20 m³ 未満である事業所に設置される施設をいう。

別表第2中「ごとに、当該事業所」の次に「の排煙発生施設」を加え、同表の備考中「K 2541」を「K 2541 - 1 から 2541 - 7 まで」に改める。

別表第4中「第31条第3項」を「第13条第1項第9号、第18条第1項第2号オ、第31条第3項」に、「並びに第2項第3号及び第4号」を「及び第2項第3号」に改め、同表の2(1)の表の備考2(4)及び(5)中「神奈川県知事」を「規格K 0305に定める方法又は神奈川県知事」に改める。

別表第5中「並びに第33条第1項第5号並びに第2項第5号ア及びイ」を「、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項」に、「廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設」を「廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設」に改め、同表の1(2)中「ごみ」を「焼却物」に改め、同表の2の表59の項の次に次のように加える。

59	条例別表の51の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガソリンエンジン		0.05	0.05	0.04
59	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設		0.20	0.10	0.10
59	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係るセメント製造施設		0.10	0.10	0.05

別表第5の2の表に次のように加える。

72	条例別表の66の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
73	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
74	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガソリンエンジン		0.05	0.05	0.04

別表第5の2の表の備考7中「61の項まで」を「59の項まで、59の5の項、60の項、61の項」に改め、同表の備考7(2)の表中「53の項」の次に「、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項」を、「41の項」の次に「、59の6の項」を、「52の項」の次に「、59の2の項、72の項」を加え、同表の2の表の備考に次のように加える。

8 この規制基準は、51の項から53の項まで、59の2の項から59の4の項まで及び72の項から74の項までに掲げる施設のうち、専ら非常用に用いられるものについては、適用しない。

別表第6中「第33条第2項第3号」を「第33条第2項第5号」に改め、同表の1の表の備考2中「第2条第10号ア」を「第2条第12号ア」に改め、同表の2の備考2の表を次のように改める。

施設の規模	C i (係数)	
	平成9年4月1日 前に設置された廃 棄物焼却炉	平成9年4月1日 以後に設置された 廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2㎡以上のものを除く。）	700	50
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。）	50	50

別表第6の2の備考5及び6を削る。

別表第8の1の備考3(1)アの表中

「

8	骨材乾燥炉	平成15年4月1日以後	0.84
		平成15年4月1日前	1.0
9	1～8以外の施設	平成15年4月1日以後	0.49
		平成15年4月1日前	1.0

」

を
「

8	乾燥炉	骨材乾燥炉 以外のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
		骨材乾燥炉	平成15年4月1日以後	0.84
			平成15年4月1日前	1.0
9	直火炉	食料品製造 用以外のもの	平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0
		食料品製造 用のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
10	1～9以外の 施設		平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0

」

に改める。

別表第11中「第34条第1項、第35条」を「第5条の3、第34条第1項」に改め、同表に次のように加える。

1, 4 - ジオキサン	0.5
--------------	-----

別表第11の表の備考8(4)中「備考3」を「備考7」に改め、同表の備考8(5)中「備考15の(b)(第1段を除く。)」を「備考11のb)の1)から3)まで」に改め、同表の備考8に次のように加える。

(36) 1, 4 - ジオキサン 環境庁告示第59号付表7
に掲げる方法

別表第12中「付表8」を「付表9」に改める。

別表第13中「(第38条)」を「(第13条第1項第5号、第38条及び第48条第2号)」に改め、同表の備考1中「工業専用地域を」の次に「、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域を」を加え、同表の備考2中「(平成4年法律第51号)」を削り、同表の備考4(4)中「90%」を「最大値の90%」に改め、同表の備考6中「の当該事業所」を「、当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線」に改める。

別表第14中「(第38条)」を「(第13条第1項第5号及び第38条)」に改め、同表の備考1中「工業専用地域を」の次に「、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域を」を加え、同表の備考7中「の当該事業所」を「、当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線」に改める。

別表第15中「(第56条第2項)」を「(第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号)」に改め、同表の特定有害物質の種類のうち「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同表のカドミウム及びその化合物の項基準値の欄中「0.01」を「0.003」に改め、同項測定方法の欄

中「K 0102 の 55 に定める方法」を「K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 K 0102 の 55 に定める方法によるほか、環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法によることができる。）」に改め、同表のシスー 1, 2 - ジクロロエチレンの項特定有害物質の種類欄中「シスー 1, 2 - ジクロロエチレン」を「1, 2 - ジクロロエチレン」に改め、同項測定方法の欄中「規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法」を「シス体にあつては規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法」に改め、同表に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	0.002	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）付表に掲げる方法
1, 4 - ジオキサン	0.05	環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

別表第 16 の 2 (1) ア(エ)中「アからウまで」を「(ア)から(ウ)まで」に改める。

別表第 17 を次のように改める。

別表第 17（第 91 条第 1 項）

非常時の措置に関する物質

1 大気の汚染及び悪臭に係る物質

1	アクロレイン
2	アンモニア
3	一酸化炭素
4	塩素及び塩化水素
5	黄燐
6	カドミウム及びその化合物
7	キシレン
8	クロルスルホン酸
9	五塩化燐
10	三塩化燐
11	シアン化合物
12	ジクロロメタン
13	臭化メチル
14	臭素
15	硝酸
16	窒素酸化物
17	テトラクロロエチレン
18	トリクロロエチレン

19	トルエン
20	鉛及びその化合物
21	二酸化硫黄
22	二酸化セレン
23	ニッケルカルボニル
24	二硫化炭素
25	ピリジン
26	フェノール類
27	弗化水素及び弗化珪素
28	ベンゼン
29	ホスゲン
30	ホルムアルデヒド
31	メタノール
32	メルカプタン
33	硫化水素
34	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
35	燐化水素

2 水質の汚濁に係る物質

1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド
3	アルミニウム及びその化合物
4	アンチモン及びその化合物
5	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
6	エチル = (Z) - 3 - [N - ベンジル - N - [[メチル (1 - メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
7	塩化チオニル
8	塩化ビニルモノマー
9	塩素酸塩
10	1 , 2 , 4 , 5 , 6 , 7 , 8 , 8 - オクタクロロ - 2 , 3 , 3 a , 4 , 7 , 7 a - ヘキサヒドロ - 4 , 7 - メタノ - 1 H - インデン (別名クロルデン)
11	過酸化水素
12	カドミウム及びその化合物
13	クロム及びその化合物
14	クロルピクリン

15	次亜塩素酸ナトリウム
16	シアン化合物
17	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
18	1,3-ジクロロプロペン
19	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
20	シマジン
21	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
22	臭素
23	臭素酸塩
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
25	セレン及びその化合物
26	チウラム
27	チオベンカルブ
28	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
29	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
30	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
31	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
32	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
33	鉄及びその化合物
34	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
35	銅及びその化合物
36	鉛及びその化合物
37	ニッケル及びその化合物
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	パラ-ジクロロベンゼン
40	砒素及びその化合物
41	ヒドラジン

42	ヒドロキシルアミン
43	フェノール類及びその塩類
44	ふっ素及びその化合物
45	ほう素及びその化合物
46	ホスゲン
47	ポリ塩化ビフェニル
48	ホルムアルデヒド
49	マンガン及びその化合物
50	N－メチルカルバミン酸 2－セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又は B P M C）
51	モリブデン及びその化合物
52	有機 ^{リン} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。）
53	油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
54	りん酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル（別名ジクロルボス又は D D V P）
55	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が 8.6 を超えるものに限る。）
56	酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が 5.8 未満のものに限る。）

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 8 条第 1 号)

(表)

指定事業所設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により指定事業所について設置の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	名 称					
	所 在 地					
指定事業所で行う指定作業	条例別表の作業	指定作業番号	指定施設番号	指定施設の名称	設置台数	
事業開始予定年月日 (事業所設置年月日 (既に設置されている事業所の場合に限る。))		年 月 日 (年 月 日)				

(A 4)

第 2 号様式 (第 8 条第 2 号)

(1)

指定事業所概要書

業 種					
指定事業所における事業内容					
指 定 作 業 の 工 程					
地 域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> その他の地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域			
			資 本 金	事 業 所 員 の 数	敷 地 面 積
規 模	円	人	m ²	m ²	
敷地・建物	敷地の境界線				
	周辺の状況				
物の状況	敷地内における建物等の配置状況				
	建物等の構造				
の状況	建物工種の種類及び工事予定期間	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 年 月 日～ 年 月 日			
	生コンクリートプラントを設置する場合は、自動車の出入口の位置				
不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う場合については、その作業の方法					

(注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 敷地・建物の状況の欄のうち、建物等の構造については、建築図面（平面図、立面図及び構造詳細図）を添付してください。

(A 4)

第 3 号様式 (第 8 条第 3 号)

公 害 防 止 方 法 概 要 書

公害発生源の 指定施設等	発生する 公害の種類	発生源での公害の 程度の予測値	排出口・敷地 境界線等での 公害の程度の 予測値	公 害 防 止 対 策 (予測値の算出根拠を含む。)
指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法	<input type="checkbox"/> 排煙の排出方法概要書 <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。） <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。） <input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の排出に係る施設の排出防止方法概要書（貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に限る。） <input type="checkbox"/> ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。） <input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備概要書 <input type="checkbox"/> 粒子状物質の排出量明細書 <input type="checkbox"/> 粉じんの処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 悪臭の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 排水の汚染状態及び量等の明細書 <input type="checkbox"/> 排水の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 <input type="checkbox"/> 騒音の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 振動の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 上記に掲げる書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等			

- (注意) 1 発生する公害の種類のカラムには、大気汚染及び水質汚濁に係るものについては、別表第 2 から別表第 9 まで、別表第 11 及び別表第 12 に掲げる物質名を記入してください。
- 2 指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法は、規則第 94 条に基づき環境創造局長が定める様式の書類を用いることとし、添付したものについて□内に L 印を記入してください。

(A 4)

第 4 号様式中「（第 11 条第 3 項）」を「（第 11 条第 2 項）」に

、
「

業	種	
区	域	
連 絡 先	担 当 部 課	
	責 任 者	
	電 話 番 号	

」

を

「

担 当 部 課 等	
電 話 番 号	

」

に改め、同様式備考を次のように改める。

（備考） 表示板は、耐久性のある素材で作成すること。

第 5 号様式中「指定事業所事業開始届出書」を「指定事業所事業開始等届出書」に、

「

事業開始年月日	年	月	日
---------	---	---	---

」

を

「

事業開始年月日	年	月	日
工事完了年月日	年	月	日

」

に改め、同様式に注意として次のように加える。

- （注意）
- 1 全ての指定施設の設置工事が完了する前に一部の指定施設を使用して事業を開始した場合は、事業開始年月日のみを記入してください。
 - 2 全ての指定施設の設置工事が完了した後に事業を開始した場合は、事業開始年月日及び工事完了年月日を記入してください。

第 6 号様式及び第 7 号様式表面を次のように改める。

第 6 号様式（第13条第 3 項第 1 号）

(1)

指定事業所に係る変更許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により指定事業所に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第 1 項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名 称			
	所 在 地			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 指定作業の追加 <input type="checkbox"/> 指定施設の設置 <input type="checkbox"/> 指定施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設の配置の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設の使用時間の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 <input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類及び量の変更 <input type="checkbox"/> 別表第 1 の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更 <input type="checkbox"/> 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 <input type="checkbox"/> 排水の系統の変更 <input type="checkbox"/> 排水の排出先の変更 <input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物の変更 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 規模の変更 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置の変更 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 <input type="checkbox"/> 使用の廃止 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 指定事業所の敷地の境界線の変更 <input type="checkbox"/> 指定事業所の自動車の出入口の変更 (生コンクリートプラントを設置しているものに限る。)			

(A 4)

(2)

変 更 概 要		
変更完了予定 年 月 日	年 月 日	
他の公害関係 法規等の手続 状況	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 提出
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) 住 所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 指定事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他	
添 付 書 類	・指定事業所に係る変更概要書 (第7号様式) <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 (第8号様式) <input type="checkbox"/> その他 ()	

- (注意) 1 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 2 連絡先の欄の住所でその他の□内にレ印を記入した場合は、住所を記入してください。
- 3 添付書類の欄でその他の書類を添付した場合には□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。

(A 4)

第 7 号様式（第13条第 3 項第 2 号）

（表）

指定事業所に係る変更概要書

1 指定施設の設置

指 定	指定作業及び指定施設番号	-()-()		-()-()	-()-()
	名 称				
	事業所における施設番号				
	種 類 及 び 型 式				
	台 数				
	規 模 又 は 能 力				
	用 途				
	構 造 ・ 配 置 状 況				
施 設	燃 料 又 は 電 力	種 類			
		燃 料 中 の 成 分 割 合 (%)	硫 黄 分		
			窒 素 分		
		総 発 熱 量			
		通 常 の 使 用 量			
原 材 料 (排煙の発生 に影響のある ものに限る。)	種 類				
	原 材 料 中 の 成 分 割 合 (%)				
	1 日 の 使 用 量				
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間				
	季 節 変 動				

- （注意） 1 指定施設の名称の欄には、別表第 1 の施設の欄の名称を記入してください。
- 2 事業所における施設番号の欄には、事業所内で管理のために付けている番号、記号等を記入してください。
- 3 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。
- 4 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。

（A 4）

第 7 号様式裏面中「作業工程」を「指定作業の工程」に、「とお
り。」を「とおりに」、

「 6 用排水収支バランス 別紙 () のとおり」
を

「 6 用排水収支バランス 別紙 () のとおり
7 用水及び排水の系統図 別紙 () のとおり」
に改める。

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第13条第 3 項第 3 号）

公害防止方法変更概要書

変更に係る 指定施設等 の公害発生源	発生する 公害の種類	発生源での 公害の程度 の予測値	排出口・敷地境界線等での 公害の程度の予測値		公害防止対策 (予測値の算出根拠を含む。)
			変更前	変更後	
指定施設等から 発生する公害と これに対する 具体的な防止の 方法	<input type="checkbox"/> 排煙の排出方法概要書 <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。） <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。） <input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の排出に係る施設の排出防止方法概要書（貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に限る。） <input type="checkbox"/> ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。） <input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備概要書 <input type="checkbox"/> 粒子状物質の排出量明細書 <input type="checkbox"/> 粉じんの処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 悪臭の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 排水の汚染状態及び量等の明細書 <input type="checkbox"/> 排水の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 <input type="checkbox"/> 騒音の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 振動の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 上記に掲げる書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等				

- (注意) 1 発生する公害の種類のカラムには、大気汚染及び水質汚濁に係るものについては、別表第 2 から別表第 9 まで、別表第 11 及び別表第 12 に掲げる物質名を記入してください。
- 2 指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法は、規則第 94 条に基づき環境創造局長が定める様式の書類を用いることとし、添付したものについて□内にレ印を記入してください。

(A 4)

第 11 号 様 式 から 第 13 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。
第 11 号 様 式 及 び 第 12 号 様 式 削 除

第13号様式（第18条第 2 項第 1 号）

（表）

指定事業所に係る変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 住 所
氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
名 称				
所 在 地				
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の変更 <input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 指定事業所の名称及び所在地の変更 <input type="checkbox"/> 業種の変更 <input type="checkbox"/> 条例第18条第 1 項の規定により認定された環境管理事業所以外の事業所の変更 <input type="checkbox"/> 指定作業の廃止 <input type="checkbox"/> 指定施設の使用の廃止又は除却 <input type="checkbox"/> 指定施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 排水の排出先の変更 <input type="checkbox"/> 指定事業所の敷地の境界線の変更 <input type="checkbox"/> 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更 <input type="checkbox"/> 条例第18条第 1 項の規定により認定された環境管理事業所の変更 <input type="checkbox"/> 指定作業の追加 <input type="checkbox"/> 指定施設の設置 <input type="checkbox"/> 指定施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 <input type="checkbox"/> 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置の変更 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 <input type="checkbox"/> 使用の廃止 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 排水の系統の変更 <input type="checkbox"/> 指定事業所の敷地の境界線の変更			

（A 4）

(裏)

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 (第7号様式) <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 (第8号様式) <input type="checkbox"/> その他 ()	

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にㄥ印を記入してください。
- 2 添付書類の欄でその他の書類を添付した場合には□内にㄥ印を記入し、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。
- 3 第3号様式に掲げる「粒子状物質の排出量明細書」の内容に変更があった場合 (事業所に設置されているばい煙発生施設が全廃された場合を除く。) は、「粒子状物質の排出量明細書」を添付してください。

第 14 号 様 式 中

「

承 継 の 理 由	
-----------	--

」

を

「

承 継 の 内 容	<input type="checkbox"/> 譲 受 け	<input type="checkbox"/> 借 受 け	<input type="checkbox"/> 相 続
	<input type="checkbox"/> 合 併	<input type="checkbox"/> 分 割	
承 継 の 理 由			

」

に 改 め る。

第 15 号 様 式 中

「

廃 止 等 の 理 由	年	月	日
-------------	---	---	---

」

を

「

廃 止 等 の 理 由	年	月	日
連 絡 先	部	課	係
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号	(内 線)	

」

に 改 め る。

第 16 号 様 式 及 び 第 17 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

第16号様式（第22条第 2 項第 1 号）

（表）

指 定 事 業 所 現 況 届 出 書

年 月 日

（届出先）

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第15条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	名 称					
	所 在 地					
指定事業所で行う指定作業	条 例 別 表 の 作 業		指定作業番号	指定施設番号	指定施設の名称	設置台数
事業開始年月日			年 月 日			

（A 4）

(裏)

他の公害関係法規等の 手続状況	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日 提出
	<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 提出
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	
添付書類	・指定事業所概要書 (第 2 号様式) ・公害防止方法概要書 (第 3 号様式) <input type="checkbox"/> その他 ()	

- (注意) 1 条例別表の作業の欄には、同表の 1 から68までの作業番号及び作業名を記入してください。
- 2 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 3 添付書類の欄でその他の書類を添付した場合には□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。

第17号様式（第27条第 1 項）

（表）

環 境 管 理 事 業 所 認 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第18条第 2 項の規定により環境管理事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許 可 番 号	第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
名 称				
所 在 地				
環境管理・監査の体制				
環境の保全に関する方針				
指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要				
審査を行った審査登録機関の名称				
登 録 番 号				
登 録 の 有 効 期 限	年 月 日			
登 録 の 範 囲				

（A 4）

(裏)

条例第27条の規定 による排煙の測定 結果	
条例第30条の規定 による排水の測定 結果	
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) 住 所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 指定事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他

- (注意) 1 のある欄には、該当する□内にㄥ印を記入してください。
- 2 条例第27条の規定による排煙の測定結果及び条例第30条の規定による排水の測定結果の欄には、当該規定の適用がある場合に記入してください。
- 3 連絡先の欄の住所でその他の□内にㄥ印を記入した場合は、住所を記入してください。
- 4 誓約書(第17号様式の2)を添付してください。

第 17 号 様 式 の 次 に 次 の 1 様 式 を 加 え る 。

第17号様式の2 (第27条第2項第2号)

誓約書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市生活環境の保全等に関する条例第19条各号に該当しない者であることを誓約します。

住 所

氏 名 ㊟

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(A 4)

第 18 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第18号様式（第30条）

（表）

環境管理事業所に係る変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第21条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第 1 項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第 2 項
	名 称			
所 在 地				
環境管理事業所の認定年月日	年 月 日			
変更事項	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する方針 <input type="checkbox"/> 指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 審査を行った審査登録機関の名称 <input type="checkbox"/> 登録番号 <input type="checkbox"/> 登録の有効期限 <input type="checkbox"/> 登録の範囲 <input type="checkbox"/> 条例第27条の規定による排煙の測定結果 <input type="checkbox"/> 条例第30条の規定による排水の測定結果			

（A 4）

(裏)

	変	更	前	変	更	後
変更内容						
変更理由						
変更年月日	年 月 日					
他の公害関係法規等の 手続状況	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法			年 月 日 提出		
	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法			年 月 日 提出		
	<input type="checkbox"/> 騒音規制法			年 月 日 提出		
	<input type="checkbox"/> 振動規制法			年 月 日 提出		
	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法			年 月 日 提出		
	<input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 提出		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)					

- (注意) 1 のある欄には、該当する□内にㄥ印を記入してください。
- 2 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にㄥ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 3 指定施設（ばい煙発生施設に限る。）の使用の廃止又は除却をしたときは、第3号様式に掲げる「粒子状物質の排出量明細書」を添付してください。

第 19 号 様 式 から 第 21 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 19 号 様 式 から 第 21 号 様 式 ま で 削 除

第 26 号 様 式 の 次 に 次 の 5 様 式 を 加 え る 。

第26号様式の2 (第59条の37第4項)

条例要措置区域台帳

整理番号	指定番号・指定年月日	所在地	面積	
調製・訂正年月日				
条例要措置区域の概況				
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				
条例要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	指定調査機関の名称
				地下水の汚染状態 (溶出基準不適合の場合)
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	汚染土壌の搬出
				有・無
				有・無
				有・無

(A4)

第26号様式の3 (第59条の37第4項)

条例形質変更時届出区域台帳

整理番号	指定番号・指定年月日	所在地		
調製・訂正年月日				
条例形質変更時届出区域の概況		面積		
条例形質変更時届出区域 内の土壌の汚染状態	調査を行った 特定有害物質の種類	土壌の汚染状態 適合・不適合	地下水の汚染状態 (溶出基準不適合の場合)	指定調査機関の名称
		適合・不適合		
		適合・不適合		
		適合・不適合		
土地の形質の変更の実施状況	報告受理 年月日	調査の契機	調査を行った 土地の形質の変更の種類	汚染土壌の処理方法
	届出(着手) 時期	完了時期	土壌の搬出 有・無	
			有・無	
			有・無	

(A4)

第26号様式の4 (第59条の37第4項)

条例基準適合地台帳

整理番号	所在地	
調製・訂正年月日		
条例基準適合地の概況	調査を行った 特定有害物質の種類	面積
報告受理 年月日	調査の契機	指定調査機関の名称
条例基準適合地の条例土壌汚染状況調査の内容		

(A4)

第26号様式の 5 (第59条の56)

(表)

第	号	身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写真</p> </div>		所属 氏名
		年 月 日生
<p>上記の者は、横浜市生活環境の保全等に関する条例第69条の8第1項から第3項までの規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		横浜市長 印

(縦5.5センチメートル、横9センチメートル)

(裏)

横浜市生活環境の保全等に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第69条の8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壤汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壤を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壤の運搬を行った者に対し、条例汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該条例汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26号様式の6（第60条の8第3項）

ダイオキシン類土壌汚染報告台帳

整理番号		所在地	
調製・訂正年月日			
土地の概況			
ダイオキシン類による土壌汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	土壌の汚染状態
			適合・不適合
			適合・不適合
			適合・不適合
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類
			実施者
			土壌の搬出 有・無
			汚染土壌の処理方法 有・無
			有・無

(A4)

第 27 号 様 式 第 1 面 中

「

事業所の 名称等	名 称			
	所 在 地			
	業 種		資 本 金	千 円
	主な生産品目		従 業 員 数	人

」

を

「

事業所の 名称等	名 称			
	所 在 地			
	業 種		主な生産品目	

」

に、

「

地下水採取の必要性	
他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合の理由	

」

を

「

地下水採取の必要性及び他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合の理由	
--	--

」

に改め、同様式第 2 面中「出力」を「定格出力」に改め、同様式第 3 面中

「

1	地下水の採取を行う場所の案内図
2	揚水施設の配置状況図
3	揚水施設の構造図
4	地下水の利用系統図
5	井戸の地質柱状図、揚水試験表等
6	井戸の水位測定基準面図

」

を

「

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 地下水の採取を行う場所の案内図（別図　　） |
| <input type="checkbox"/> | 揚水施設の配置状況図（別図　　） |
| <input type="checkbox"/> | 揚水施設の構造図（別図　　） |
| <input type="checkbox"/> | 地下水の利用系統図（別図　　） |
| <input type="checkbox"/> | 井戸の地質柱状図、揚水試験表等（別図　　） |
| <input type="checkbox"/> | 井戸の水位測定基準面図（別図　　） |

に改め、同様式に注意として次のように加える。

（注意） 添付書類の欄の□には、添付した書類を□内にレ印で記入してください。

第28号様式第2面中「出力」を「定格出力」に改める。

第29号様式中

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 |
| <input type="checkbox"/> | 法人代表者の氏名の変更 |

を

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 |
| <input type="checkbox"/> | 法人の代表者の氏名の変更 |
| <input type="checkbox"/> | その他（　　） |

に改める。

第32号様式裏面中

地下水 水位	静止 水位	測定日時	日	日	日	日	日	日	日	
			:	:	:	:	:	:	:	
	揚水 水位	地表面下 (m)								
		測定日時	日	日	日	日	日	日	日	
	自由 地下 水位	地表面下 (m)								
		測定日時	日	日	日	日	日	日	日	
		:	:	:	:	:	:	:		

を

「

地下水 位	静 止 水 位	測 定 日 時	日	日	日	日	日	日		
			:	:	:	:	:	:		
	地 表 面 下 (m)									
	揚 水 水 位	測 定 日 時	日	日	日	日	日	日		
		:	:	:	:	:	:			
地 表 面 下 (m)										
自 由 地 下 水 位	静 止 水 位	測 定 日 時	日	日	日	日	日	日		
			:	:	:	:	:	:		
	地 表 面 下 (m)									
	揚 水 水 位	測 定 日 時	日	日	日	日	日	日		
		:	:	:	:	:	:			
地 表 面 下 (m)										

」

に改め、同様式の注意を次のように改める。

- (注意)
- 1 裏面は、1井ごとに別紙で作成してください。
 - 2 「日平均揚水量」の計の欄には、次式により算出される値を記入してください。
日平均揚水量 = 月間揚水量の計 ÷ 月間稼働日数の計

第32号様式の次に次の1様式を加える。

第 32 号様式の 2 (第 91 条第 2 項)

非常時応急措置等報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 149 条第 2 項の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称				
	所 在 地				
事 故 原 因					
放 出 又 は 発 生 物 質					
経 過	事 故 発 生 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 分	
	通 報 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 分	
	通 報 機 関				
措 置 内 容					
連 絡 先	部 課 係		担当者氏名 電 話 番 号 (内線)		

(A 4)

第 33 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 33 号様式 (第 91 条第 3 項)

(表)

非常時応急措置等完了報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第149条の2第2項の規定により次のとおり報告
します。

事業所の名称等	名 称				
	所 在 地				
事 故 原 因					
放 出 又 は 発 生 物 質					
経 過	事 故 発 生 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	
	通 報 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	
	通 報 機 関				
	措 置 命 令 受 信 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	
	措 置 完 了 日 時	年 月 日	午 前 後	時 分	

(A 4)

(裏)

措 置 内 容	
措置完了時における原因物質の放出量又は発生量	
措置後の公害発生状況	
摘 要	
連 絡 先	<p style="text-align: center;">部 課 係</p> <p>担当者氏名</p> <p>電 話 番 号 (内線)</p>

(注意) 摘要の欄には、指定事業所にあつては許可番号及び許可を受けた根拠条文を記入してください。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（1時間当たりの焼却能力が200キログラム以上のもの又は1時間当たりの焼却能力が200キログラム未満であって火格子面積が2平方メートル以上のものに限る。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年9月30日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第6の規定にかかわらず、同表の2の備考2で定める係数を附則別表第1の左欄に掲げる施設の設置時期に応じ、同表の右欄に掲げる係数に読み替えて新規則別表第6の規定を適用する。
- 3 附則別表第2の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水に含まれる1,4-ジオキサンの許容限度についての規制基準は、施行日から平成27年5月24日までの間は、新規則別表第11の規定にかかわらず、附則別表第2の中欄に掲げる業種に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 4 施行日前に設置された事業所（施行日前から建設工事中のものを含む。）の排水については、施行日から平成24年11月24日までは、新規則別表第11に定める1,4-ジオキサンの規制基準を適用しない。

附 則 別 表 第 1

施設の設置時期	係数
昭和50年4月1日前に設置されたもの	700
昭和50年4月1日以後昭和57年4月1日前に設置されたもの	500
昭和57年4月1日以後平成9年4月1日前に設置されたもの	400

附 則 別 表 第 2

(単 位 mg / L)

物質の種類	業 種	許容限度
1,4-ジオキサン	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10
	エチレングリコール製造業	10
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法第12条の2	25

<p>第1項に規定する特定事業場をいう。備考1において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)</p>

(備考)

- 1 この表の中欄に掲げる下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

Q

- (1) 「 C_i 」とは、下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の1,4-ジオキサンによる汚染状態の通常値(単位 mg/L)をいう。
- (2) 「 Q_i 」とは、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(単位 $\text{m}^3/\text{日}$)をいう。
- (3) 「 Q 」とは、当該下水道から排出される排水の通常量(単位 $\text{m}^3/\text{日}$)をいう。
- 2 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所(以下「対象事業所」という。)が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、新規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 3 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、新規則別表第11又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考2の規定を準用する。